



1 情報公開制度

この制度は、市が持っている公文書を、市民の皆さんと共有するための仕組みです。

平成19年度の受付処理状況は別表1のとおりで、全部公開の公開率は44%、部分公開を含めた公開率は94%です。

2 個人情報保護制度

この制度は、市が持っている皆さんの個人情報の適正な取り扱いについて、基本的なルールを定めるとともに、自分に関する個人情報「自己情報」といいます。)の開示、訂正、削除などを請求する権利を保障するものです。

市が個人情報を取り扱って事務を行う場合は、その収集目的や記録項目を届け出ることになっています。平成19年度中の登録等の届出は、別表2のとおりです。

また、個人情報保護制度では、本人の同意があるとき、法令に定めがあるとき、情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いたときなどに限り、収集が禁止される個人情報の例外収集や本人以外のものからの収集、収集の目的を超えた利用、実施機関(市や教育委員会など)以外の人や団体への提供が認められています。平成19年度の

別表1 情報公開制度の実施状況(平成19年4月~平成20年3月)

1 - 請求・申出の受付処理件数

実施機関	受付件数		決定の状況			
	請求 申出	27件82文書	公開 36文書	部分公開 42文書	非公開 2文書	取下げ 2文書
市長	27件82文書	27件82文書	36文書	42文書	2文書	2文書
監査委員	1件2文書	1件2文書	---	2文書	---	---
議会	5件13文書	5件13文書	7文書	5文書	1文書	---
計	33件97文書	33件97文書	43文書	49文書	3文書	2文書

申出とは、情報公開請求権を有しない方の公開の申出に実施機関が任意の公開を行った場合をいいます。非公開決定の3文書の理由は、文書不存在のためです。

1 - 請求・申出の内容

文書名	文書数	文書名	文書数
住居表示新設受付簿(平成18年10月1日から平成19年3月31日まで)	1	健康増進センター指定管理者の提案書・審査順位の分かる文書	1
住居表示台帳	1	10月29日提出の基地跡地に関する市長への要望又は要請書	1
住居表示新設受付簿(平成19年4月1日から平成19年5月31日まで)	1	議会政務調査費収支報告書及び添付領収書(平成16年度以降)	3
住居表示新旧対照表(浜崎4丁目・朝志ヶ丘1-4丁目・田島1-2丁目・宮戸1-4丁目・青葉台1丁目)	1	住居表示台帳・住居表示新設受付簿(平成19年8月1日から平成19年10月31日まで)	2
庁議事録(6月中)	3	朝霞市立猪苗代自然の家平成16年5月3日の宿泊名簿	1
コトー朝霞中央公園南側道路の覚書	1	住居表示台帳・住居表示新設受付簿(平成19年11月1日から平成19年12月31日まで)	2
住居表示台帳・住居表示新設受付簿(平成19年6月1日から平成19年7月31日まで)	2	平成19年11月26日付住民監査請求書・監査結果決定書	2
団体からの基地跡地利用に対する意見書・要請書(団体名・内容)	11	庁議事録(平成20年1月以降)	4
議会政務調査費報告書及び添付書類(平成17年度・平成18年度)	2	執行部連絡会会議録(平成20年1月以降)	1
支出命令書(基地跡地整備計画策定委員会に関するもの)	9	全員協議会議事録(平成19年12月18日以降)	3
基地跡地整備計画策定委員会開催に係る全ての費用(平成19年4月から9月まで)	13	代表者会議事録(平成19年12月18日以降)	4
基地跡地整備計画策定委員会開催に係る意思決定過程等の分かる文書・同委員会傍聴人数制限の意思決定過程の分かる文書	2	執行部連絡会議事録(平成20年1月以降)	1
基地跡地中間案の決定過程の分かる文書	1	基地跡地整備計画に関するパブリックコメントの写し	1
基地跡地に係る中間案を議会にはからなかった過程の分かる文書	1	朝霞市青少年育成市民会議議事録・決算書(平成17年度から平成19年度まで)・規約	13
朝霞市と基地跡地利用に係るコンサルタントに関する契約書及び取り決め事項	1	健康増進センター指定管理者の応募時の事業計画書	1
朝霞市と基地跡地利用に係るコンサルタントに関する契約書及び取り決め事項	2	住居表示台帳・住居表示新設受付簿(平成20年1月1日から平成20年2月29日まで)	2
基地跡地整備計画策定委員会に係る支出	3	合計	97

請求・申出の対象となる公文書が存在しない場合、1文書1決定の方法をとっているため、不存在であっても非公開の決定を行った文書数は1となります。

別表2 個人情報保護制度の運用状況

(平成19年4月~平成20年3月)

2 - 個人情報取扱事務の登録・変更・廃止の届出

区分	新規登録 件数	変更 82	廃止 5	3月31日現在登録 976
区分	49	82	5	976

2 - 収集・管理・利用の例外的取扱件数

区分	新規登録	変更
外部委託	9	17
本人以外からの収集	46	14
目的外の利用	14	16
外部への提供	44	64
収集禁止事項の収集	30	24
オンライン処理	0	20
公の施設の管理	0	2

収集・管理・利用の例外的取扱件数は、別表2のとおりです。次に、自己情報の開示請求件数等は、別表2のとおりです。最後に、自己情報の訂正等の請求件数等は、別表2のとおりです。

3 異議申立ての状況

非公開や部分公開(*)などの決定に対して納得できない場合は、行政不服審査法の規定により、異議申立てをすることができます。平成19年度の異議申立ての状況は、別表3のとおりです。

これからも、これらの制度が市政に対する信頼の基礎となるよう、市民の皆さんに開かれた制度の運用に努めてまいりますので、積極的にご利用ください。

なお、市政情報課市政情報コーナー(市役所3階・32番)では、情報公開制度および個人情報保護制度の案内・受付のほか、市政に関する資料を取りそろえて提供していますので、お気軽にご利用ください。

*公開してはならない情報や公文書が存在しないとき、非公開の決定となります。また、公開できる情報と公開してはならない情報の両方が含まれている場合、部分公開の決定となります。

1 - 請求・申出者の区分

請求権者	区分		人数
	市内に住所のある方	市内に事務所や事業所がある個人・法人・団体	
請求権者	市内に住所のある方	市内に事務所や事業所がある個人・法人・団体	20
	市内の事務所や事業所に勤務している方	市内の学校に在学している方	0
	理由を明示して請求する個人・法人・団体		0
	理由を明示して請求する個人・法人・団体		13
	計		33

2 - 開示請求件数及び処理状況

区分	受付 件数	処理状況			
		開示	部分 開示	不開示	取下げ
市長	1件3文書	2文書	0	1文書	0
計	1件3文書	2文書	0	1文書	0

不開示決定の1文書の理由は、文書不存在のためです。

2 - 訂正請求・利用中止請求件数及び処理状況

区分	受付 件数	処理状況					
		訂正	一部 訂正	不訂 正	利用 中止	利用中止 しない	取下 げ
市長	1	0	0	0	0	1	0
計	1	0	0	0	0	1	0

利用中止しないと決定した1文書の理由は、法令上利用中止することが出来ないためです。

別表3 異議申立ての状況

3 - 異議申立て件数及び処理状況

異議 申立て	却下	情報公開・個人情報保護審査会			決定済
		諮問手続中	審査中	答申 取下げ	
1	0	0	1	0	0